

3 1 - 2 ( 1 )



Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

【公文書不存通知】R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書

総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>

2023年8月21日 18:40

To: KazuyaNomura <webpbi@gmail.com>

野村 一也 様

いつも大変お世話になっております。蘭越町 坂野です。  
上記件名について、別添ファイルのとおり通知いたします。  
なお、前回の公文書一部開示の閲覧希望日時がありましたら、事前に総務課 坂野までご連絡願います。

\*\*\*\*\*

〒048-1392 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

蘭越町総務課 主幹 坂野 孝洋

TEL : 0136-55-6831 FAX : 0136-57-5112

Email : [soumuka@town.rankoshi.lg.jp](mailto:soumuka@town.rankoshi.lg.jp)

\*\*\*\*\*

- > 蘭越町情報公開担当者さま
- >
- > 平素は健全な町政運営に感謝申し上げます。
- > 添付する文書開示請求書をご査収ねがいます。
- >
- > なお、前々回の開示が先送りとなっています。
- > こちらも開示をお願いします。
- >
- > 野村
- >
- >>
- >>
- >

 公文書不存通知書.pdf  
561K

3 1-2(2)



Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

**【公文書不存在通知】R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書**

Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

2023年8月30日 14:38

To: 総務係 &lt;soumuka@town.rankoshi.lg.jp&gt;

坂野殿

8月24日以降、坂野さんは、「面会への回答」にタイトルを変えて返信しました。  
しかしながら、論点がずれているので、この場所に整理します。

そもそも私は「面会」など希望していません。

8月24日のEメールタイトルに、「面会」を織り込んだのは、坂野さんです。

8月30日のEメール本文に、坂野さんは、「野村さんの面会希望を副町長に伝えた」と記していますが、事実とは異なります。

私が坂野さんに8月24日以前の電話で伝えたのは、不存在という町の回答が、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚しているように見えない。また、全体の奉仕者として誠実かつ公正にその職責を遂行しているようにも見えないということです。その理由は以下のとおり。

1. 文書不存在、つまり、対応記録を録っていないことは、公文書保存関連の各種規定に違背する。
2. 金町長・山内副町長・小林教育委員長が口を揃える「雑談は記録しない」と主張する「雑談」には当たらない。
3. JRTとの協議が次のふたつしか存在しないことが、町長らに有利なアリバイとなるものしか記録しないことを推察させる。
  - 1) JRTの自然公園法違反に対するJRTとの対応記録
  - 2) 弁護士に契約書のリーガルチェックを依頼した記録
4. 町のと交渉が決裂した星野リゾート・UTグループとの対応の記録の存在状況とくらべて、JRTの対応記録はあまりにも少ないことから、町長らがJRTとの記録を意図的に作成しなかったことが推察される。
5. 公募提案にない全山貸し切り型のスキー場運営を町が認めることは、公募選定の存在価値を根底から否定するものである。

8月24日のEメールでも伝えた通り、係争中の内容は、名誉棄損等を不法行為とした損害賠償請求なので、今回の請求に関連していません。

そして、私が求めているのは、当該文書開示における担当者の説明です。

1. 前述した背景から不存在を主張する根拠が不明確（証拠隠滅の疑い）
2. 文書取扱い責任者として、事務の適切に行われたか

以上のとおり、係争は関係なく、私は「面会」を求めてなどいませんし、文書での回答も求めています。

私が求めているのは、文書開示において、状況を説明できる担当者が同席することです。

誠意ある回答をお待ちします。

なお、回答の際は、タイトルを変えないでください。

野村

弁護士の名前さえ明らかにしない場合、理由を付け加えてください。

3 1 - 2 ( 3 )



Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

**【公文書不存在通知】R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書**

総務係 &lt;soumuka@town.rankoshi.lg.jp&gt;

2023年8月30日 17:58

To: KazuyaNomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

野村 一也 様

いつも大変お世話になっております。蘭越町 坂野です。

理由を記載していただきありがとうございます。これを続けることで口論していた時のように論点がずれることは少なくなるかと思えます。

もう少し具体的に説明してほしいのですが、理由1の「公文書保存関連の各種規定に違背する」とありますが、規定の名称と何条のどの部分に違背するのでしょうか？

理由3の「町長らに有利なアリバイとなるもの」とは2つの記録でどのように有利なアリバイができるのでしょうか？野村さんの推察で構いませんので教えてください。

理由4の「意図的に作成しなかった」ことでどのようなことが考えられると野村さんは推察しているのでしょうか？

なお、文書開示は制度に則って決定通知および開示していますので、担当者の説明は、面会（人に会うことを指します）形式ではなく、文書で質問いただければ可能な限り文書で回答させていただきます。

説明を理由に同席を求めるのは、私から言えば「面会希望」と同じです。説明は会わなくても文書で可能です。感情的な口論にならずに質問・回答できるという意味では会うよりもお互いにとっていいのではないのでしょうか？

今日の13時26分に送った私のメールの質問部分を見落とされているようなので回答をお願いします。

\*\*\*\*\*

〒048-1392 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

蘭越町総務課 主幹 坂野 孝洋

TEL : 0136-55-6831 FAX : 0136-57-5112

Email : [soumuka@town.rankoshi.lg.jp](mailto:soumuka@town.rankoshi.lg.jp)

\*\*\*\*\*

&gt; 坂野殿

&gt;

&gt; 8月24日以降、坂野さんは、「面会への回答」にタイトルを変えて返信しました。

&gt; しかしながら、論点がずれているので、この場所に整理します。

&gt;

&gt; そもそも私は「面会」など希望していません。

&gt; 8月24日のEメールタイトルに、「面会」を織り込んだのは、坂野さんです。

&gt; 8月30日のEメール本文に、坂野さんは、「野村さんの面会希望を副町長に伝えた」と記していますが、事実とは異なります。

&gt;

> 私が坂野さんに8月24日以前の電話で伝えたのは、不存在という町の回答が、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚しているように見えない。また、全体の奉仕者として誠実かつ公正にその職責を遂行しているようにも見えないということです。その理由は以下のとおり。

>

> 1. 文書不存在、つまり、対応記録を録っていないことは、公文書保存関連の各種規定に违背する。

> 2. 金町長・山内副町長・小林教育委員長が口を揃える「雑談は記録しない」と主張する「雑談」には当たらない。

> 3. JRTとの協議が次のふたつしか存在しないことが、町長らに有利なアリバイとなるものしか記録しないことを推察させる。

> 1) JRTの自然公園法違反に対するJRTとの対応記録

> 2) 弁護士に契約書のリーガルチェックを依頼した記録

> 4.

> 町のと交渉が決裂した星野リゾート・UTグループとの対応の記録の存在状況とくらべて、JRTの対応記録はあまりにも少ないことから、町長らがJRTとの記録を意図的に作成しなかったことが推察される。

> 5. 公募提案にない全山貸し切り型のスキー場運営を町が認めることは、公募選定の存在価値を根底から否定するものである。

>

> 8月24日のEメールでも伝えた通り、係争中の内容は、名誉棄損等を不法行為とした損害賠償請求なので、今回の請求に関連していません。

> そして、私が求めているのは、当該文書開示における担当者の説明です。

>

> 1. 前述した背景から不存在を主張する根拠が不明確（証拠隠滅の疑い）

> 2. 文書取扱い責任者として、事務の適切に行われたか

[元のメッセージ非表示]

3 1 - 2 ( 4 )



Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

## 【公文書不存在通知】R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書

Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

2023年8月31日 8:57

To: 総務係 &lt;soumuka@town.rankoshi.lg.jp&gt;

坂野殿

坂野さんの回答は論点がずれたままなので、さらに過去の電話記録をもとに話しを戻します。

8月22日（電話）において、坂野さんは、JRT対応記録を録っていないことの正当性を求める私の質問に答えることができず、町長または副町長を同席させることに同意しています。なお、通話記録は全文を添付します。

8月23日（メール）において、坂野さんは「町長・副町長とも出張予定のため、坂野、今野、水上で対応いたします。」と記した。

8月23日（電話）において、町長と副町長が出張から戻った後の日を設定するよう求めた。

8月24日（電話）

坂野さんは、「面会への回答」という別タイトルで、メールを送った。

その内容は、それまでの経緯を付すことなく、一転して、次の内容が主文となっています。

「町長・副町長への面会ですが、弁護士に相談したところ「係争中に相手方と会うのは控えるべき」とのことでした。

聞きたい内容については、係争中の内容にも係わることなので、会って話するのは控えたいと思います。」

「係争中なので回答できない」

「捜査中なのでコメントを控える」

「弁護士を通してくれ」

これらは、定番的な逃げ口上です。

テレビでは、疑惑の渦中にある人たちが入れ替わっては、何度も同じフレーズで報道されているので、誰もがすぐに思いつきます。

坂野さんと町長が現実のやり取りはさておき、坂野さんは、8月30日のEメール本文において、私の使っていない『面会』という言葉を含め「野村さんの面会希望を副町長に伝えた」と記しています。そのことを坂野さんは、「説明を理由に同席を求めるのは、私から言えば「面会希望」と同じです」と正当化しています。

しかしながら、私の知識と調べた限りにおいて、『面会』は次のように定義されています。

◇「病院の面会時間」「社長に面会を申し込む」のように、「面会」は特別の所にいる人や地位の高い人に会うことや、また、そうした立場の人が訪ねてきた人と会うことにいう。予約する、許可を得るなどの手続きをとって会う場合が多い。会う目的より、表敬訪問やお見舞いのように、会うことそのものが目的となる場合によく使われる。

言葉の定義はさておき、意図と目的を明確にしている相手に対し、ご自分の解釈で相手の行為を相手が否定する言葉『面会』で一括りにするのはご遠慮ください。坂野さんのしていることは、社会人の基本的なマナーに反しています。

ここで、8月22日（電話）で私が主張し、坂野さんも反論できず、私に同意した内容に戻ります。

私は「面会」を求めてなどいませんし、文書での回答も求めていません。  
私が求めているのは、文書開示において、状況を説明できる担当者が同席することです。

町長・副町長に隠すことも恥ずべきことがないのであれば、正々堂々と不存在の理由を明らかにすべきだと思います。

係争と関係のない新たな開示請求であるにもかかわらず、弁護士の言葉「係争中に相手方と会うのは控えるべき」を盾にすることは、失当と言わざるを得ません。なお、私は、町長・副町長が弁護士の同席を求めるのなら、それを容認します。

誠意ある回答をお待ちします。  
なお、回答の際は、タイトルを変えないでください。

野村

2023年8月30日(水) 18:12 総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>:

[元のメッセージ非表示]



**230822開示方法打合せ01.pdf**

316K

3 1 - 2 ( 5 )



Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

---

**【公文書不存在通知】 R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書**

---

総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>

2023年8月31日 9:22

To: KazuyaNomura <webpbi@gmail.com>

野村 一也 様

いつも大変お世話になっております。蘭越町 坂野です。

こちらの質問に答えていませんので、野村さんの回答をお願いします。

[元のメッセージ非表示]

=====  
蘭越町役場 総務課総務係

〒048-1392

北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

TEL : 0136-55-6832

FAX : 0136-57-5112

E-Mail : [soumuka@town.rankoshi.lg.jp](mailto:soumuka@town.rankoshi.lg.jp)

=====

3 1 - 2 ( 6 )



Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

---

**【公文書不存通知】R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書**

---

Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

2023年8月31日 10:33

To: 総務係 &lt;soumuka@town.rankoshi.lg.jp&gt;

坂野殿

前のメールに示したとおり、

8月24日（メール）以降の坂野さんの言動は、過去の経緯を一掃し、私が蘭越町情報公開条例による手続きから論点が外れています。

意図的に論点を外したと指摘されて当然の内容です。

私が求めている 蘭越町情報公開条例による手続きに対し、どうして坂野さんが私にした質問への回答を強要できるのか、その理由をご説明ください。

なお、国賠の訴因は、過去の情報開示手続きにおける蘭越町職員らの名誉棄損等です。

今回の行政手続きとは関係のないことなので、蘭越町が弁護士を盾にすることはできません。当然、私は弁護士に連絡などしておりません。

野村

2023年8月31日(木) 9:36 総務係 &lt;soumuka@town.rankoshi.lg.jp&gt;:

[元のメッセージ非表示]

3 1 - 2 ( 7 )



Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

---

**【公文書不存在通知】R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書**

---

総務係 &lt;soumuka@town.rankoshi.lg.jp&gt;

2023年9月1日 10:06

To: KazuyaNomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

野村 一也 様

いつも大変お世話になっております。蘭越町 坂野です。

まず、論点がずれないようにこのように文字化して対応いただいていることに感謝します。

会って、言った言わないの感情的な口論になっていないことはいい方向に向かっていると感じます。

昨日のメールでわからない点があるので教えてほしいのですが、野村さんは、「論点がずれている」「意図的に論点を外した」といいますが、どの点で「意図的」と感じたのでしょうか？

「どうして坂野さんが私にした質問への回答を強要できるのか」ですが、どの点が「強要」と感じたのでしょうか？

わからないので教えてください。

[元のメッセージ非表示]

3 1 - 2 ( 8 )



Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

## 【公文書不存在通知】R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書

Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

2023年9月1日 11:19

To: 総務係 &lt;soumuka@town.rankoshi.lg.jp&gt;

坂野殿

「～文字化して対応いただいていることに感謝します」  
「～言った言わないの感情的な口論になっていないことはいい方向に向かっていると感じます。」  
これら坂野さんの言葉に、私はあきれています。その理由は、以下のとおり。

8月31日に私が送ったメールに記した時系列を加筆修正しました。

- 8月22日（電話）において、坂野さんは、JRT対応記録を録っていないことの正当性を求める私の質問に答えることができず、町長または副町長を同席させることに同意しています。なお、通話記録は全文を添付します。
- 8月23日（メール）、坂野さんは「町長・副町長とも出張予定のため、坂野、今野、水上で対応いたします。」と記した。
- 8月23日（電話）、私は町長と副町長が出張から戻った後の日を設定するよう求めた。
- 8月24日（メール）、坂野さんは、「面会への回答」という別タイトルで、メールを送った。その内容は、それまでの経緯を付すことなく、一転して、次の内容が主文となっています。  
「町長・副町長への面会ですが、弁護士に相談したところ「係争中に相手方と会うのは控えるべき」とのことでした。  
聞きたい内容については、係争中の内容にも係わることなので、会って話するのは控えたいと思います。」
- 8月30日（メール）、私は、坂野さんの「面会（依頼）」が不適切であり、かつ、前日までのやりとりから内容が一転していることを指摘した。
- 8月30日（メール）、坂野さんは、私の指摘に何一つ答えることなく、自分自身が私にした質問の回答を求めた。  
※坂野さんの行為は、他人（私）の指摘は無視し、自分の質問には回答を強要しているようにしか見えません。
- 8月31日（メール）、私は、これまでの経緯を時系列にまとめ、坂野さんが論点をずらしていることを指摘した。  
それに際して、私は、過去の会話記録を文字おこしすることを余儀なくされた。
- 8月31日（メール）、坂野さんは、他人（私）の指摘は無視し、自分の質問に答えることを繰り返した。
- 8月31日（メール）、私は、坂野さんの質問のひとつに答えた。
- 9月1日（メール）、坂野さんは、ご自分の質問に答えることを繰り返した。

私は、8月24日のメールで、「面会」という言葉で過去の論点から一転させた内容を送り付けことに対し、過去の論点に回帰させるために多大な労力を余儀なくされました。一方、坂野さんのメールには、私に手間をかけさせたことを真摯に受け止めた形跡はありません。

私は、坂野さんが自分がしたことへの反省一つないまま、ご自分の質問への回答をしつこく求めることを極めて不快に感じています。

これ以上、しつこく求めるのはご遠慮ください。そして、坂野さんが、粛々と開示のための手続きをすることを求めます。

野村

2023年9月1日(金) 10:20 総務係 <[soumuka@town.rankoshi.lg.jp](mailto:soumuka@town.rankoshi.lg.jp)>:

[元のメッセージ非表示]

3 1 - 2 ( 9 )



Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

**【公文書不存在通知】R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書**

総務係 &lt;soumuka@town.rankoshi.lg.jp&gt;

2023年9月1日 12:34

To: KazuyaNomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

野村 一也 様

いつも大変お世話になっております。蘭越町 坂野です。

開示の手続きは済んでおります。閲覧希望日時をお知らせください。こちらで会場および日時を調整します。

ただし、開示内容について説明を求める場合は文書でお願いいたします。理由は「感情的な口論にならないために」です。

\*\*\*\*\*

〒048-1392 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

蘭越町総務課 主幹 坂野 孝洋

TEL : 0136-55-6831 FAX : 0136-57-5112

Email : soumuka@town.rankoshi.lg.jp

\*\*\*\*\*

&gt; 坂野殿

&gt;

&gt; 「～文字化して対応いただいていることに感謝します」

&gt; 「～言った言わないの感情的な口論になっていないことはいい方向に向かっていると感ずす。」

&gt; これら坂野さんの言葉に、私はあきれています。その理由は、以下のとおり。

&gt;

&gt; 8月31日に私が送ったメールに記した時系列を加筆修正しました。

&gt;

&gt; -

&gt; 8月22日（電話）において、坂野さんは、JRT対応記録を録っていないことの正当性を求める私の質問に答えることができず、町長または副町長を同席させることに同意しています。なお、通話記録は全文を添付します。

&gt; - 8月23日（メール）、坂野さんは「町長・副町長とも出張予定のため、坂野、今野、水上で対応いたします。」と記した。

&gt; - 8月23日（電話）、私は町長と副町長が出張から戻った後の日を設定するよう求めた。

&gt; - 8月24日（メール）、坂野さんは、「面会への回答」という別タイトルで、メールを送った。

&gt; その内容は、それまでの経緯を付すことなく、一転して、次の内容が主文となっています。

&gt; 「町長・副町長への面会ですが、弁護士に相談したところ「係争中に相手方と会うのは控えるべき」とのことでした。

&gt; 聞きたい内容については、係争中の内容にも係わることなので、会って話するのは控えたいと思います。」

&gt; - 8月30日（メール）、私は、坂野さんの「面会（依頼）」が不適切であり、かつ、前日までのやりとりから内容が一転していることを指摘した。

- > - 8月30日（メール）、坂野さんは、私の指摘に何一つ答えることなく、自分自身が私にした質問の回答を求めた。
- > ※坂野さんの行為は、他人（私）の指摘は無視し、自分の質問には回答を強要しているようにしか見えません。
- > - 8月31日（メール）、私は、これまでの経緯を時系列にまとめ、坂野さんが論点をずらしていることを指摘した。
- > それに際して、私は、過去の会話記録を文字おこしすることを余儀なくされた。
- > - 8月31日（メール）、坂野さんは、他人（私）の指摘は無視し、自分の質問に答えることを繰り返した。
- > - 8月31日（メール）、私は、坂野さんの質問のひとつに答えた。
- > - 9月1日（メール）、坂野さんは、ご自分の質問に答えることを繰り返した。

[元のメッセージ非表示]

3 1 - 2 (10)



Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

**【公文書不存在通知】R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書**

Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

2023年9月1日 13:56

To: 総務係 &lt;soumuka@town.rankoshi.lg.jp&gt;

坂野殿

9月1日11:19に私が送ったメールに記した通り、坂野さんのしたことは相手（私）の感情を逆なでするものです。

私は、坂野さんがしたことに対しても、文章に感情が乗らないように努めています。

なお、これまでの町に対する開示請求において、感情的といえるやり取りは、蘭越町側の不誠実な対応、あるいは、副町長の不適切な発言が発端となっています。

そして今回も、坂野さんが「面会」という言葉を利用し、経緯を無視した一方的なメールを送ったことが混乱の原因であることは明白です。

つまり、紳士的で論理的なコミュニケーションを阻害しているのは、蘭越町側です。

坂野さんは「開示内容について説明を求める場合は文書」を求める理由を「感情的な口論にならないために」としています。しかしながら、蘭越町側の担当者が紳士的で論理的に話しをするなら、私が感情的になることはありません。

ちなみに、国会答弁で事前に質問内容を伝えるのは、議事が大規模だからです。今回のケースの参考にはなりません。

それから、坂野さんの「開示内容について説明を求める場合は文書」との要望は、質問に蘭越町が不誠実な回答をした場合の追及を困難にするものです。それゆえ、私は、坂野さんの要望には同意しかねます。

なお、私が質問する内容の概略は、8月22日（電話）の記録に含まれており、すでに記録を送付しています。

それでも蘭越町が「開示内容について説明を求める場合は文書」を相手（私）に強いるのなら、その根拠を法的に明らかにしてください。

野村

2023年9月1日(金) 12:48 総務係 &lt;soumuka@town.rankoshi.lg.jp&gt;:

[元のメッセージ非表示]

3 1 - 2 (11)



Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

---

**【公文書不存在通知】R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書**

---

総務係 &lt;soumuka@town.rankoshi.lg.jp&gt;

2023年9月1日 18:27

To: KazuyaNomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

野村 一也 様

いつも大変お世話になっております。蘭越町 坂野です。

説明を求めているのは、野村さんからであり、私としては対面じゃない方法で説明できる方法を提示したまでです。

というのも今までの対面で口論とならなかった記憶がなく、このまま対面での説明を続けても野村さんがいう「紳士的で論理的に話」になるとは思えません。

「蘭越町側の担当者が紳士的で論理的に話しをするなら、私が感情的になることはありません。」とありますが、原因は本人にはないとしても、野村さんが感情的になるような場面をつくらないようメールのやりとりで説明できればと思いました。

私の言葉が野村さんの「感情を逆なでするもの」であるならメールについても、しばらく冷静に話ができるまで時間を置いてはどうでしょうか？

[元のメッセージ非表示]

3 1 - 2 (12)



Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

**【公文書不存在通知】R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書**

Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

2023年9月2日 9:08

To: 総務係 &lt;soumuka@town.rankoshi.lg.jp&gt;

坂野殿

「紳士的で論理的な話し」をするためには、客観的事実と推測/憶測の類を分ける必要があります。また、感情より論理を優先させる必要があります。評価を示す場合においても、論理的な裏付けが必要です。

私は、坂野さんとの一連のやり取りにおいて、感情的、あるいは主観だけで評価する表現をいっさい使っていません。

私の「坂野さんのしたことは相手（私）の感情を逆なでするものです。」という言葉も、感情的・主観的なものではありません。私のこの言葉は、客観的事実に基づく評価です。私は、9月1日11:19のメールで事実を明示したから、この評価を公にすることを自分に許しました。その代償として、証拠を示すための作業で2時間を失いました。

一方、坂野さんは、9月1日11:19のメールで私が客観的事実を明らかにした後も、坂野さんが8/24 11:18のメールで「面会」という言葉を持ち出し、過去を一掃したことに対し、謝罪も反省の弁もありません。

坂野さんは、8月30日13:41のメールにおいて、経緯を一掃したメール(8/24付)を送る前に、副町長と総務課長の支持を仰いだことが記されています。私には、坂野さんが謝罪も反省しないことの背景に、上司の判断でしたことだから自分に非はない、といった思いがあることを推察せざるを得ません。

「説明を求めているのは、野村さんからであり、私としては対面じゃない方法で説明できる方法を提示したまでです。」

坂野さんのこの言葉は、恩着せがましく響きます。しかしながら、私が説明を求めたのは、8月22日（電話）の坂野さんと私の通話記録に示された通り、JRTとの対応記録の文書不存在には、経緯と論理に明らかな矛盾があるからです。つまり、恩着せがましくされるべきものではなく、説明を求められて当然のことです。

蘭越町が今回請求の特定文書を不存在と判断したことは、過去に蘭越町が不存在としたその他すべての不存在の不自然さを具現化します。その不自然さは、政治や社会問題に興味のない人でも理解できると思います。その通話中、坂野さんも不自然さを説明できず、町長・副町長の同席を求める私に同意しています。

以上の通り、私が説明を求めているのは、その公文書不存在決定が極めて不自然であるからです。

坂野さんが「対面じゃない方法で説明できる方法」を示した根拠は、口論防止のようです。しかしながら、口論ならずとも「紳士的で論理的な話し」から外れる際には、トリガーが付きものです。今回の開示請求における一連のやり取りにおけるトリガーは、「面会」という言葉を持ち

出し、過去の経緯を一掃した坂野さんのメール（8/24 11:18）であることは明白です。それでも私は、感情的になることはなく、「紳士的で論理的な話し」を実践しています。

「原因は本人にはないとしても、野村さんが感情的になるような場面をつくらぬようメールのやりとりで説明できればと思いました。」

坂野さんのこの言葉が「私（野村）が自ら感情的になることはない」という私の主張を汲んでいるのなら、「紳士的で論理的な話し」のためにすべきことは、蘭越町側が相手（私）の感情を刺激するような言動を慎むべきことのはず。私の負担（事前準備の負担、不誠実な回答があった場合の反論の封殺）に転嫁するのは、お門違いだと思います。

「紳士的で論理的な説明」がないなら、町長と副町長の双方、あるいは副町長の同席のうえで公文書不存在通知を渡すことを求めます。

野村

2023年9月1日(金) 18:41 総務係 <[soumuka@town.rankoshi.lg.jp](mailto:soumuka@town.rankoshi.lg.jp)>:

[元のメッセージ非表示]

3 1 - 2 (13)



Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

**【公文書不存在通知】R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書**

Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

2023年9月9日 12:12

To: 総務係 &lt;soumuka@town.rankoshi.lg.jp&gt;

坂野殿

私は、坂野さんと議論をするつもりはありません。  
坂野さんが持ち出した当事者が同席しないことを正当化しようとする言い訳には、論理的に理由がなく、誠実さを欠いていることを指摘したままでです。

なお、私は、次のふたつの請求の開示を待っている状態です。

- 2023年7月24日付け公文書開示請求書
- 2023年8月4日付け公文書開示請求書

蘭越町・坂野さんが沈黙することなく、開示することを求めます。

ところで、9月2日付けの私のメールには、次のことを記しています。

「紳士的で論理的な説明」がないなら、町長と副町長の双方、あるいは副町長の同席のうえで公文書不存在通知を渡すことを求めます。

しかしながら、理由なく同席を拒否したい当事者の心情も容易に予想できます。

そこで、蘭越町・坂野さんが、私の求めを拒否し、当事者を同席させないのであれば、その旨を明記のうえ、開示手続きをしてください。

蘭越町・坂野さんが、何も返信しないことは、不誠実ないし卑怯の誹りを免れないことだと思います。

野村一也

2023年9月2日(土) 9:08 Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;:

[元のメッセージ非表示]

3 1 - 2 (14)



Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

【公文書不存在通知】 R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書

総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>

2023年9月12日 16:22

To: KazuyaNomura <webpbi@gmail.com>

野村 一也 様

いつも大変お世話になっております。蘭越町 坂野です。

閲覧の準備はできていますので、ご都合のいい日時をお知らせください。会場等を調整します。

公文書不存在通知は、メールで通知したとおりです。

町長・副町長は、8/30の13：26のメールに記載した理由のとおり、係争中の相手方とは会うのは控えたいと思います。

\*\*\*\*\*

〒048-1392 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

蘭越町総務課 主幹 坂野 孝洋

TEL : 0136-55-6831 FAX : 0136-57-5112

Email : soumuka@town.rankoshi.lg.jp

\*\*\*\*\*

> 坂野殿

>

> 私は、坂野さんと議論をするつもりはありません。

> 坂野さんが持ち出した当事者が同席しないことを正当化しようとする言い訳には、論理的に理由がなく、誠実さを欠いていることを指摘したまでです。

>

> なお、私は、次のふたつの請求の開示を待っている状態です。

>

> - 2023年7月24日付け公文書開示請求書

> - 2023年8月4日付け公文書開示請求書

[元のメッセージ非表示]

3 1 - 2 (15)



Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

---

**【公文書不存在通知】 R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書**

---

Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

2023年9月27日 7:42

To: 総務係 &lt;soumuka@town.rankoshi.lg.jp&gt;

坂野殿

開示の際には、渡辺課長の同席を手配ねがいます。

これは、当該不存在を審査請求する前に、蘭越町が行政文書の保存と開示の状況を確認するためです。

地熱掘削合意を示す文書の開示においては、担当であるはずの今野氏の同席を求めます。

併せて、依頼済み湯の里駐車公園の駐車場の占有問題に対し、町の担当者の説明を求めます。それから、以前依頼した選挙人名簿の閲覧記録は、すべての記録の閲覧を求めます。

9月28・29日の午前中、あるいは、10月3・4日の午前中で調整いただけるようお願いします。

野村

2023年9月12日(火) 16:37 総務係 &lt;soumuka@town.rankoshi.lg.jp&gt;:

[元のメッセージ非表示]

3 1 - 2 (16)



Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

---

## 【公文書不存在通知】 R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書

---

Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

2023年9月28日 6:54

To: 総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>

坂野殿

29日（金）は予定を入れてしまいました。  
つきましては、10月3・4日の午前中での調整をお願いします。

野村

2023年9月27日(水) 7:42 Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>:

[元のメッセージ非表示]

3 1 - 2 (17)



Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

---

**【公文書不存在通知】 R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書**

---

総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>

2023年9月28日 14:08

To: KazuyaNomura <webpbi@gmail.com>

野村 様

いつも大変お世話になっております。蘭越町 坂野です。

10/3（火）の11時でお願いします。応接室をとってありますので、総務課へお越してください。

[元のメッセージ非表示]

3 1 - 2 (18)



Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

---

**【公文書不存在通知】 R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書**

---

**Kazuya Nomura** <webpbi@gmail.com>

2023年10月2日 11:02

To: 総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>

坂野殿

調整ありがとうございます。

10/3（火）の11時に伺います。 野村

2023年9月28日(木) 14:24 総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>:

[元のメッセージ非表示]